

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

中小業者が生き生きと商売できる名古屋に



＝ 発言する柳澤孝幸会長 ＝

8月28日(火)午後2時から、名古屋市交渉が行われ、市内の民商の役員ら48人が参加しました。名古屋北部民商からは、柳澤会長はじめ、7名が参加。今年、「国保料滞納による差押え処分、資格証明書」「地方税の徴収」「中小企業施策」にしばって話し合いました。



＝ 要望書を手渡す服部愛商連会長 ＝

まず「中小業者の収入について、名古屋市はどのようになっているのか」と尋ねると「売上から仕入れなど経費を引いたものと考えます」と回答。「銀行に売上金の入金があり、それを即刻、全額差し押さえられたケースがあるが、違法ではないのか」と質すと、市側は「あくまでも、本人から収入や経費などの資料を提示してもらって可能な額について相談するようになっている」と答え、違法であるとの回答を避けました。

調査対象者会議を開催

8月29日(火)夜、税務調査対象者会議を開催し、税務調査になったTさん(楠支部)とSさん(北散在)のほか、森楠支部長はじめ計8名が参加しました。

初めに、自主計算パンフと納税者の権利パンフも使い、税務調査の心構えと調査の進め方について説明し、不安や疑問なども率直に出し合いながら、交流しました。

その後、改めて消費税の仕組みについて、特に、「帳簿および請求書等を保存しなかった場合に、仕入税額控除を否認する消費税法30条7項が適用される危険性」などについて説明しました。

昨年、税務調査になり、所得税、消費税とも「是認」で終了したAさんは「初めてのことで不安だらけだったけど、役員さんたちが立会ってくれ心強かった」と、TさんとSさんを励ましました。



市税の徴収について「滋賀県野洲市の債権管理条例を見習って、滞納を市民の生活を立て直す支援の機会とするべきだ」「そのためにも、総合的な相談窓口を設置したらどうか」と追及しました。

会場からは「保険料を払いきれない人が、10割負担の医療費を払えると思っていのか」と怒りの声飛びました。また中小事業所調査の「チャレンジ500」では、昨年189社の訪問にとどまっていることが明らかに。訪問先も「補助金申請したところなど、関わりがあったところ」で、広く中小業者の状況を把握する取組にはなっていない。

中小企業、中小業者の要求を市政に反映させるため、今後も声をあげていくことが重要です。

毎月15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。会費の集金は15日80%、月末100%になるようご協力を!!

名古屋北部民商のホームページはコチラ

